

## エコパワーの配慮書に於ける、伊万里市再生可能エネルギービジョンの引用

### 第2章第一種事業の目的及び内容

#### 2.1 第一種事業の目的

これまで我が国では、世界的なエネルギー需給の逼迫等によるエネルギー問題や地球温暖化問題を解決するための手段として、エネルギー政策基本法等により新エネルギー導入を促進してきた。平成24年3月に発生した東日本大震災以降、再生可能エネルギー導入の機運が更に高まり、平成25年7月には固定価格買取制度（FIT制度）※1が施行され、現在の導入量拡大に寄与している。また、平成26年4月にはエネルギー基本計画が閣議決定され、再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出せず、国内資源で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる重要な低炭素の国産エネルギーとして積極的に推進していく方針が確認されている。なかでも風力発電は、発電コストの競争力があり経済性を確保できる再生可能エネルギーであることから、導入加速に向けた取り組みの強化がなされている。

佐賀県では、住宅用太陽光発電システムの世帯当たりの導入件数が日本一であるのをはじめ、「佐賀県総合計画2015」（佐賀県、平成27年）、「第3期佐賀県環境基本計画」（佐賀県、平成28年）や「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」（佐賀県、平成30年）において、地域特性に合わせた更なる再生可能エネルギーの導入・普及に向けて取り組んでいる。

また、本事業の風力発電施設の設置予定範囲に位置する伊万里市では、平成30年2月に「伊万里市再生可能エネルギービジョン」を策定し、本ビジョンの推進による再生可能エネルギー電力供給量増加による再生可能エネルギー電力自給率の増加を目指している。伊万里市は本ビジョンにおける重点プロジェクトのひとつとして、国見山付近における大型風力発電プロジェクトを挙げており、この地域における風力発電事業を推進している。

本事業は佐賀県伊万里市の尾根の一部において、複数の風力発電施設の設置を行い、風力エネルギーによるクリーンな電気を発電し、その発生電力を売電する事業である。本事業を通じて地域の活性化への貢献と、地域との共生を目指して取り組むものである。※1：固定価格買取制度（FIT制度）とは、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者へ調達を義務づけるもの。この制度により、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、産業育成を図るとともに、コストダウンや技術開発によって、再生可能エネルギーが日本のエネルギーを支える存在となることを目指している。

#### 3. 事業実施想定区域の設定根拠

(1) 検討対象エリアの設定以下の条件及び背景を踏まえて、第2.2-4図に示す範囲を検討対象エリアとした。

・「局所風況マップ」（NEDO：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）から好風況が見込まれる。

・「伊万里市再生可能エネルギービジョン」（伊万里市、平成30年）において、国見山付近における大型風力発電プロジェクトが挙げられている。伊万里市再生可能エネルギービジョンにおける事業想定エリアは第2.2-4図のとおりである。・風力発電施設の設置予定範囲については、計画段階において、すでに伊万里市の関係部署と連携を取りつつ事業化を検討しており、地元自治体とのコミュニケーションを

図りつつ進めている。・・・・・・(伊万里市はこのような事実はないと言っています)

なお、第 2.2-4 図では図郭内における既設及び計画中の風力発電施設を示しているが、いずれも本事業の検討対象エリアとは離隔がある。

(2)風況条件による絞り込み検討対象エリアにおいて、「局所風況マップ」(NEDO：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)から好風況地点(高度 30m における年平均風速が約 5m/s 以上※)の絞り込みを行い、伊万里市及び佐世保市の行政界付近の尾根部を抽出した。上記の経緯を踏まえ、第 2.2-5 図のとおり「事業実施想定区域(案)」を設定した。

(3)社会インフラ整備状況の確認事業実施想定区域(案)の周囲における道路等の社会インフラ整備状況は第 2.2-6 図のとおりである。アクセス道路として、一般国道 204 号、一般国道 498 号及び主要地方道 54 号(栗木吉井線)等が利用可能であり、行政界付近の尾根上へのアクセスとして、既存道路が利用可能である。上述の既存道路を利用することにより、道路を新設する場合に比べ、改変面積を低減することが可能であることから、工所用資材等及び風力発電施設等の搬入路としての使用を検討する。なお、小塚岳トンネルを北に抜けた先は車道幅が狭く、搬入路として活用する場合には道路の拡幅が必要となる。

(4)法令等の制約を受ける場所の確認事業実施想定区域(案)及びその周囲における、法令等の制約を受ける場所(県立自然公園、埋蔵文化財包蔵地等)の分布状況は、第 2.2-7 図のとおりである。事業実施想定区域(案)の長崎県佐世保市側は一部が長崎県北松県立自然公園に指定されており、「長崎県立自然公園内における風力発電施設の取扱い基準について(要領)」(長崎県、平成 14 年)において、長崎県側では本基準の対象となる 30m 以上の風力発電施設の設置が認められていない。よって当該地域は風力発電施設の設置予定範囲から除外することとした。また、事業実施想定区域(案)の一部には周知の埋蔵文化財包蔵地や保安林が分布している。